

天栄中学校区における 学校再編計画（素案）

令和5年7月
鈴鹿市教育委員会

目 次

| | |
|---|------------|
| 第 1 章 はじめに | 1 |
| 1 「天栄中学校区における学校再編計画」策定の背景と目的..... | 1 |
| 2 国が示す「学校規模・学校配置」の基本的な考え方..... | 2 |
| 第 2 章 本市の学校再編の考え方と現状について | 6 |
| 1 本市がめざす学校教育について..... | 6 |
| 2 鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針..... | 9 |
| 3 天栄中学校区における小学校の現状（令和 5 年 5 月 1 日現在）..... | 1 2 |
| 第 3 章 「義務教育学校」設置に向けて | 1 3 |
| 1 小中一貫教育に関する国の動向..... | 1 3 |
| 2 「義務教育学校」について..... | 1 3 |
| 3 天栄中学校区に「義務教育学校」を設置する意義..... | 1 4 |
| 4 「義務教育学校」開校に向けて検討すべき課題..... | 1 6 |
| 第 4 章 「新たな小学校」開校に向けて | 1 7 |
| 1 より良い教育環境を提供する「新たな小学校」..... | 1 7 |
| 2 「新たな小学校」では先進的な教育を実践..... | 1 8 |
| 3 「新たな小学校」の設置場所について..... | 1 8 |
| 4 合川小学校における小規模特認校制度について..... | 1 8 |
| 5 今後の取組..... | 2 0 |
| 6 今後のスケジュール..... | 2 6 |
| 【参考 1】天栄中学校区におけるこれまでの検討経緯（令和 2 年度～令和 4 年度） ... | 2 8 |
| 【参考 2】学校再編の取組に関する参考資料 | 3 2 |

第 1 章 はじめに

1 「天栄中学校区における学校再編計画」策定の背景と目的

近年、人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等が高度化し、それらが、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 とされる超スマート社会の到来により、社会のあり方そのものが大きく変わりつつあります。

また、人口減少、少子化が進展する中、家庭をめぐる環境も変化してきました。核家族化、共働き等世帯、ひとり親世帯の増加が進む中で、家族のコミュニケーションが減少しているほか、地域との関わりも希薄化するなど、社会構造の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境の変化は加速度を増し、学校教育に対する課題やニーズも多様化しています。

本市では、子どもたちが主体的に学ぶことで未来を切り拓き、予測困難な社会の変化に適応し、社会を生き抜いていく力を身に付けていけるように、令和 2 年 3 月に「鈴鹿市教育大綱」を改定し、「自己実現と人との協働により、豊かな未来を創る力を備えた鈴鹿の子ども」を「めざす子どもの姿」として掲げて取組を進めてきました。

各小中学校における 20 年後までの児童生徒数や学級数の見込みを把握するために毎年度作成している「児童生徒数・学級数の推計（以下、「20 年推計」という。）」によると、天栄中学校区内の合川小学校及び天名小学校において、複式学級が発生し、過小規模校になる見込みとなっています。

児童数の減少に伴う学校の小規模化は、学校運営上、様々な場面で児童への影響が懸念されており、対応していかなければならない課題となっています。

これらの課題に対応するため、本市では、平成 30 年 3 月に「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定しました。

基本方針策定に当たっての鈴鹿市学校規模適正化検討委員会からの提言も踏まえ、学校の小規模化に起因する様々な教育的課題の解消と、学校教育を取り巻く社会環境の変化を受け止め、持続可能な未来を創っていく力を身に付けていくことができる、本市のモデル校ともなる新たな教育環境を創造するため、義務教育の 9 年間の教育課程を見据えた「義務教育学校」の設置に向けた考え方を示します。

また、義務教育学校の設置までの期間に、発生する複式学級に対して、より良い教育環境を提供する必要があるため、「天栄中学校区における学校再編計画」として取りまとめ、今後の学校のあり方を示します。

2 国が示す「学校規模・学校配置」の基本的な考え方

国（文部科学省）の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日）」では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方として「教育的な観点」や、学校規模の適正化に取り組む基本的視点として「学級数に関する視点」、「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」などについて整理されている。

教育的な観点

【義務教育段階の学校の目的】

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこと

【学校に求められる目標】

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要

【望ましい教育環境】

- 一定の規模の児童生徒集団が確保されていること
- 経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員が配置されていること

→【望ましい教育環境の実現（学校規模適正化の検討）に求められること】

（各市町村に求められること）

- これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性を十分勘案すること
- 現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行うこと
- 保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考えること

学級数に関する視点

【学級数が少ないことによる学校運営上の課題①】

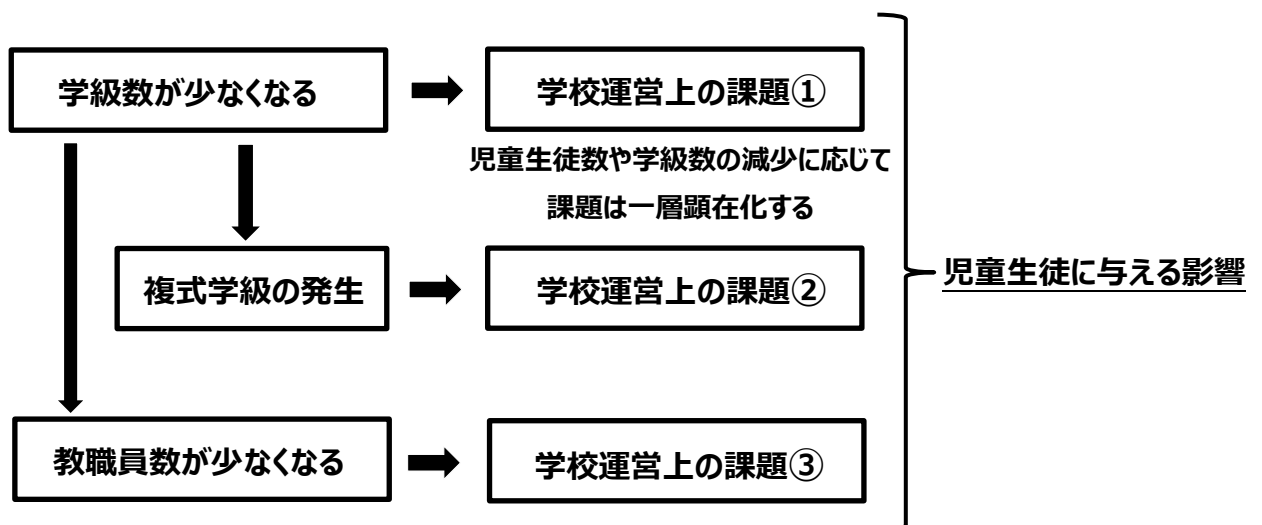
- クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- クラブ活動や部活動の種類が限定される
- 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- 男女比の偏りが生じやすい
- 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる
- 学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- 班活動やグループ分けに制約が生じる
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

【複式学級^{※1}となる場合の学校運営上の課題②】

- 教員に特別な指導技術が求められる
- 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

【教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題③】

- 経験年数，専門性，男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- 教員個人の力量への依存度が高まり，教育活動が人事異動に過度に左右されたり，教員数が毎年変動することにより，学校経営が不安定になったりする可能性がある
- 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある
- 多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ティーム・ティーチング^{※2}，グループ別指導，習熟度別指導，専科指導^{※3}等の多様な指導方法をとることが困難となる
- 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く，校内研修の時間が十分確保できない
- 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合，教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく，指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる



【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- 協働的な学びの実現が困難となる
- 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- 教員への依存心が強まる可能性がある
- 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

学校規模の標準※4を下回る場合の対応の目安

**小学校で複式学級が存在する規模の場合には、一般に教育上の課題が極めて大きい
ため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要**

【小学校における望ましい学級数の考え方】

- 複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要
- 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい

※1 複式学級

二つ以上の学年をひとまとめにし、一つの学級に編成すること。

※2 テーム・ティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、それぞれの教員の特性を生かしながら指導する方式のこと。

※3 専科指導

通常、小学校では担任教員が全ての教科について授業を行うが、中学校のように、学級の枠を超え、担任以外の教員が特定教科の授業を行うこと。

※4 学校規模の標準

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。（学校教育法施行規則 第41条）

第 2 章 本市の学校再編の考え方と現状について

1 本市がめざす学校教育について (鈴鹿市教育振興基本計画)

(1) 本市が「めざす子どもの姿」

自己実現と人との協働により、豊かな未来を創る力を備えた鈴鹿の子ども

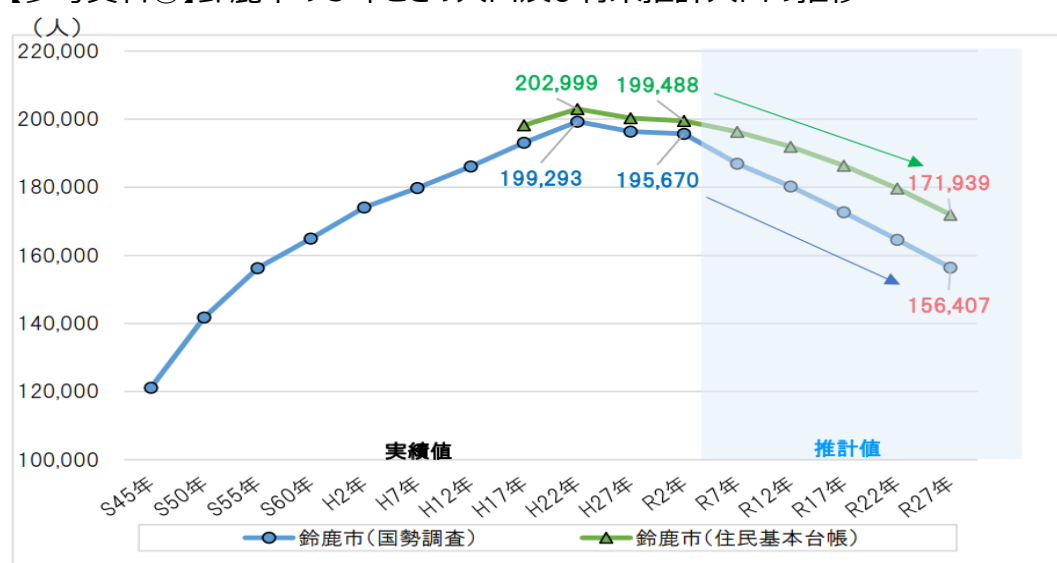
本市では、「鈴鹿市教育大綱」に掲げる「めざす子どもの姿」の実現に向けて、子どもたちが、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスがとれた「生きる力」を身に付け、時代とともに変容する社会の中でも自分に自信を持ち、社会で自立し、多様な人々とつながり生きていくことができるよう、未来への夢と志を持ち、仲間と共に生き生きとたくましく育つ教育に取り組んでいる。

(2) 取り巻く社会の現状

人口減少と少子化

- ・ 本市の総人口は、平成 22 年をピークに減少に転じている。
- ・ 国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は令和 27 年には 156,407 人と予想されており、令和 2 年の人口から約 3 万 9 千人の減少が見込まれる。
- ・ 住民基本台帳に基づく本市独自の推計では、約 2 万 8 千人の減少が見込まれる。

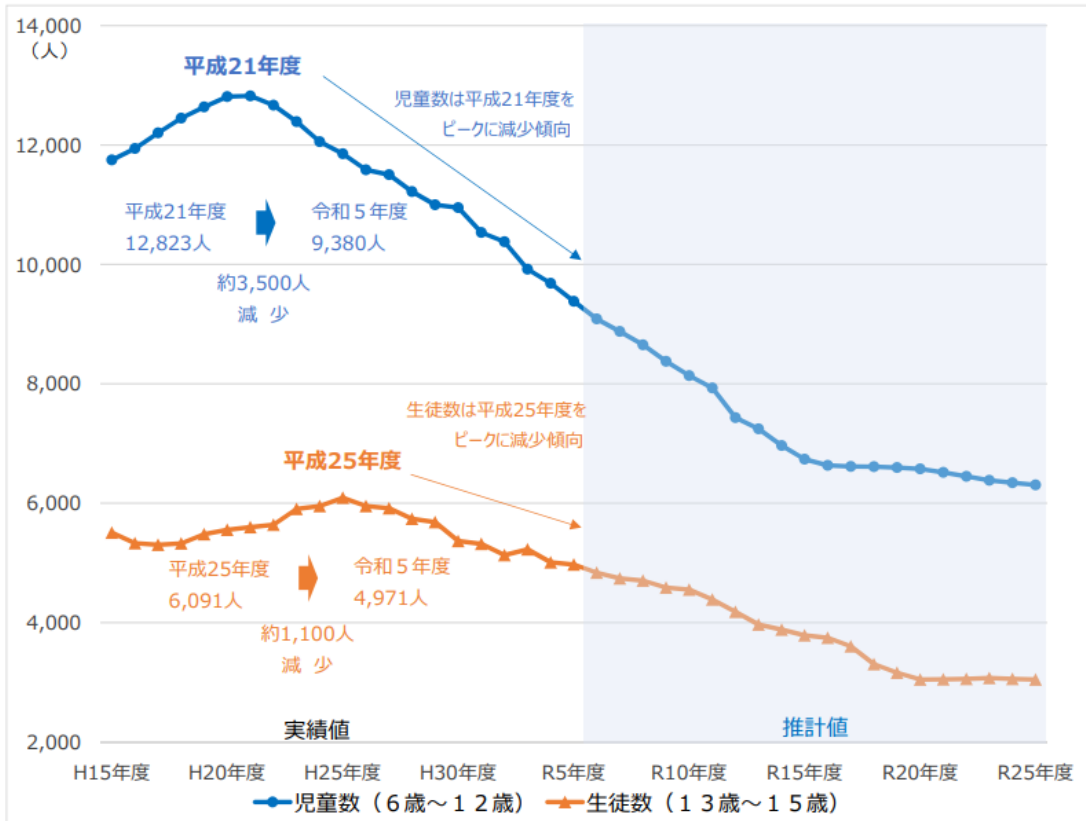
【参考資料①】鈴鹿市の 5 年ごとの人口及び将来推計人口の推移



※推計値は平成 27 年国勢調査に基づく推計。

※住民基本台帳の人口は各年 3 月時点。(「鈴鹿市人口ビジョン(改定版)」を基に整理)

【参考資料②】市内の児童生徒数のこれまでの推移と今後の推計



(令和5年度「20年推計」から算出)

急激な社会の変化

- ・ Society5.0 といわれる超スマート社会が到来する中、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの児童生徒が主体的に学び、社会を生き抜いていく力を身に付けていくことが求められている。
- ・ 教育 ICT 環境整備を促進し、ICT を積極的に活用した教育活動の実施により、学習の質的転換が求められている。
- ・ 互いの価値観を尊重し、多くの人々と協働していくためのコミュニケーション能力や協調性が、ますます必要とされている。

(3) 「めざす子どもの姿」を実現させるための3つの基本目標

- 知識基盤社会※を生き抜く力を育む教育内容の創造
- 家庭や地域とともにある学校づくりの推進
- 社会の変化や技術革新に対応した教育環境の整備

※ 知識基盤社会

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す社会のこと。

(4) 基本目標を具現化していくための7つの施策の基本的方向

○ グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども

グローバル化や ICT による情報化の進展、価値観の多様化など社会の変化に応じた教育活動を進めるとともに人々と協働し、主体的・能動的に学び続け、郷土を愛し、積極的に社会に参画する子どもたちを育成。

○ 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども

社会に必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を培うため、時代に求められる学習内容や学習方法等の改善に取り組み、夢に向かって自らの進路を切り拓いていくための基礎となる確かな学力を身に付けた子どもたちを育成。

○ 豊かな感性をもち、自律した子ども

心を動かす体験などを取り入れた情操教育を推進し、豊かな感性を育むとともに正しい判断力を身に付け、一人ひとりが自律してよりよく生きる子どもたちを育成。

○ 健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども

豊かな人生を送るため、運動に親しむ習慣を身に付けるとともに健康な体づくりに必要な食に関する知識を養い、体力の向上や望ましい食生活を確立できる子どもたちを育成。

○ 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども

一人ひとりを大切にし、お互いの違いや多様性を認め合うことができる人権感覚を身に付け、差別やいじめを許さず、多様な人々と共に生きていく子どもたちを育成するとともに一人ひとりの社会的ニーズに応じた教育や支援に取り組む。

○ 学校、家庭とともに子どもを育む地域

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、家庭、地域、学校が連携して課題や目標を共有し、一体となって、子どもたちの成長を支える教育環境づくりに取り組む。

○ 子どもが楽しく安心して学べる環境

子どもたちが、安全で、安心して学ぶことができる支援や、快適な学校生活を過ごすための施設整備を進めるとともに教職員の働き方を見直すなど、教育環境の充実に取り組む。

2 鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針

(1) 基本方針策定の目的 (基本方針 第1章)

- 本市における少子化の推移や、具体的な学校の統廃合等に関する他の自治体の事例の状況を考慮して、本市における適正な学校規模のあり方など、基本となる考え方やその実現に向けた方策等を整理し、基本方針としてまとめる。

(2) 本市における適正規模・適正配置の考え方 (基本方針 第4章)

適正規模

- 本市の適正規模は学級数を基準とし、小学校では地域コミュニティ形成等の考慮や一定規模確保の観点から、**12学級から24学級まで**とする。
- 中学校では各学年が3学級で計9学級になった場合でもクラス替えが可能であり、教科指導等にも大きな支障がないと考えられるため、**9学級から24学級まで**とする。

適正配置

本市の適正配置については、児童生徒の通学上の負担面や事故等の安全面などに配慮し、地域の実態等も踏まえて、通学距離は、**小学校では4 km以内、中学校では6 km以内**、通学時間については**おおむね1時間以内**を目安とする。

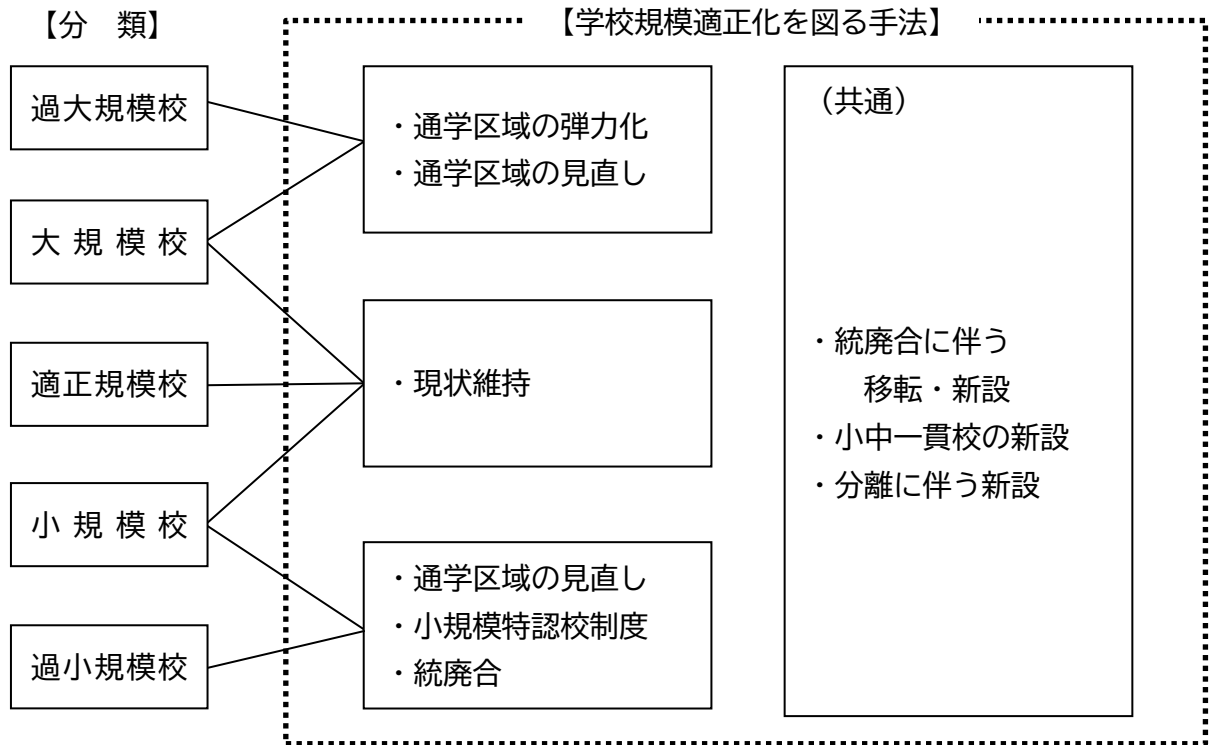
【適正規模・適正配置（通学距離及び通学時間）の考え方】

| | 適正規模 | 適正配置 | |
|-----|-----------------------|------------|----------------------------|
| | | 通学距離 | 通学時間 |
| 小学校 | 12～24学級 (1学年2～4学級) | おおむね4 km以内 | おおむね1時間以内 (※通学上の安全面の配慮) |
| 中学校 | 9～24学級 (1学年3～8学級) | おおむね6 km以内 | |

【小中学校における規模の基準（学級数）】

| | 過小規模校 | 小規模校 | | 適正規模校 | 大規模校 | 過大規模校 |
|-----|-------------------|-----------------|--------|---------|---------|--------|
| 小学校 | 5学級以下 (複式学級あり) | 6学級 (各学年1学級) | 7～11学級 | 12～24学級 | 25～30学級 | 31学級以上 |
| 中学校 | 5学級以下 | 6～8学級 | | 9～24学級 | 25～30学級 | 31学級以上 |

(3) 学校規模の適正化を図る手法 (基本方針 第5章)



【小中一貫教育制度について】

- ・ 小中一貫教育制度は、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえて教育の質を高めるため、小学校と中学校の教育を統合する制度。
- ・ 平成28年4月に施行された改正学校教育法により、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能。
- ・ 小学校を統合する場合において、中学校を含めて小中一貫校や義務教育学校を設置し、学校規模の適正化の一環として取り組むことが考えられる。

(4) 学校の規模適正化・適正配置の実現に向けた手順 (基本方針 第5章)

検討開始時期

- ・ 学校の規模が5学級以下の過小規模校又は31学級以上の過大規模校となる場合には、直ちに保護者や地域も交えて検討する。
- ・ 特に、将来的に過小規模が見込まれる学校については、統廃合の適否も考慮し、将来的な推計^{*}において、**過小規模校が見込まれる年度のおおむね5年前を目途に、保護者や地域に説明**する。

具体的な手法の流れ

個別地域の方向性を示す「再編計画【素案】」策定



個別地域の方向性を示す「再編計画」策定



手 続 き 開 始

※ 将来的な推計

小中学校における20年後までの児童生徒数や学級数の見込みを把握するために、教育委員会にて毎年度作成している「20年推計」のことを指す。

市ホームページ（鈴鹿市教育委員会）＞学校＞学校再編関係＞将来の児童生徒数と学級数において公開。

https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/gyosei/plan/kyoiku/pdf/jidouseito_20.pdf

◇本方針、方針策定に当たり検討委員会から提出された答申書及び提言については、市ホームページ（鈴鹿市教育委員会）＞学校＞学校再編関係＞基本方針において公開。

https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/gyosei/plan/kyoiku/pdf/tekiseika_kihon_h29.pdf

https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/gyosei/plan/kyoiku/pdf/tekiseika_kentou_toushin.pdf

3 天栄中学校区における小学校の現状（令和5年5月1日現在）

「20年推計」の結果によると、合川小学校及び天名小学校においては、複式学級が発生し、「過小規模校」になることが見込まれる。

また、同じ天栄中校区の栄小学校と郡山小学校においても、児童数は減少傾向にあり、「小規模校」の状況が続く見込みである。

◇複式学級発生見込み時期 ⇒ 合川小学校：令和6年度

天名小学校：令和8年度

| | | ■ 実数値による推計 | | | | | | | ■ 推計値による推移 | | | |
|-------|---------|------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和15年度 | 令和17年度 | 令和20年度 | 令和25年度 |
| 合川小学校 | 普通学級児童数 | 69 | 68 | 60 | 56 | 52 | 50 | 54 | 60 | 54 | 53 | 49 |
| | 学級数 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 天名小学校 | 普通学級児童数 | 74 | 68 | 63 | 66 | 61 | 53 | 48 | 51 | 47 | 40 | 38 |
| | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 栄小学校 | 普通学級児童数 | 150 | 143 | 133 | 122 | 111 | 113 | 103 | 124 | 124 | 109 | 91 |
| | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 郡山小学校 | 普通学級児童数 | 176 | 167 | 164 | 172 | 162 | 155 | 142 | 147 | 149 | 129 | 109 |
| | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |

合川小学校の令和6年度以降の児童数は、小規模特認校制度※による入学者数を考慮していない。

（令和5年度「20年推計」を基に整理）

※ 小規模特認校制度とは、特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図るとともに学校の特色を理解し、小規模な学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、市内全域を通学区域として小規模特認校として指定された学校に転入学できる制度。

合川小学校では、将来的な複式学級の解消を念頭において、平成27年度から小規模特認校制度を実施してきた。

第 3 章 「義務教育学校」設置に向けて

1 小中一貫教育に関する国の動向

小中一貫教育については、平成 27 年の学校教育法の改正等により、小中一貫教育制度が整備された。また、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会）においては、9 年間を見通した新時代の義務教育の在り方について、検討していくことの必要性が言及されている。

この答申の中で、「新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校 6 年間、中学校 3 年間と分断するのではなく、9 年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。」、「児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということ徹底する必要がある。～（中略）～また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことも重要である。」と示されている。

実際に、小中一貫教育に取り組んでいる国内の学校では、軸となる独自教科の設定や区切りの節目を活用して成長を促す取組などが行われている。

2 「義務教育学校」について

「義務教育学校」と「小中一貫校」との違いを整理すると、次のようになる。

| 小中連携教育 | | |
|--|---|---|
| 小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育 | | |
| 小中一貫教育 | | |
| 小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育 | | |
| | 義務教育学校 | 小中一貫校 |
| 組織・運営 | 1 人の校長 1 つの教職員組織 教員は原則、小・中学校の両免許状を併有 | 小学校・中学校それぞれに校長 小学校・中学校それぞれに教職員 教員は各学校種に対応した教員免許状を保有 |
| 修業年限 | 9 年 (前期課程 6 年 (小学校段階) 後期課程 3 年 (中学校段階)) | 小学校 6 年 中学校 3 年 |
| 教育課程 | 9 年間の教育目標の設定 9 年間の系統性・体系的に配慮した教育課程の編成 ・小中一貫教育 (独自教科) 等の設定 ・指導内容の入れ替え・移行 ・柔軟な学年段階の区切りの設定が可能 (5-4 制, 4-3-2 制 等) | |

いずれの学校も施設の形態 (一体型, 隣接型, 分離型) は問わない。
 施設一体型: 小学校と中学校の校舎の全部または一部が、一体的に設置されている。
 施設隣接型: 小学校と中学校の校舎が、同一の敷地内または隣接する施設に別々に設置されている。
 施設分離型: 小学校と中学校の校舎が、隣接していない別々の敷地に設置されている。

(文部科学省の資料を基に整理)

これまで本市においても、小学校・中学校の各中学校区における連携を重点取組とし、教育活動を推進してきたところである。

今後、国が示す9年間を通した教育課程、指導体制を構築するためには、連携は重視されるものの小学校・中学校それぞれで教育課程が編成される「小中一貫校」よりも、9年間を見通した教育課程が編成される「義務教育学校」の方が、より効果的な教育活動を実現することができる。

「義務教育学校」においては、柔軟な学年段階の区切りの設定が可能であり、発達段階に応じて早期からの教科担任制の一部導入や、外国語活動、異学年間の児童生徒交流などに取り組みやすい。

このことにより、小学校段階の学級担任制から中学校段階の教科担任制へ緩やかに移行することができ、不登校などが増えるいわゆる「中1ギャップ」の軽減が期待できる。

また、「義務教育学校」では、1人の校長のもと、教職員組織も1つであることで、小学校教員の全人的教育ができる良さ、中学校教員の専門的な教科指導ができる良さの双方を取り入れ、教員同士の連携により、9年間の系統的な学習活動や児童生徒理解を行うことができる。

3 天栄中学校区に「義務教育学校」を設置する意義

天栄中学校区（天栄中学校，合川小学校，天名小学校，郡山小学校，栄小学校）は、歴史ある地域と新たな住宅地域が共存している。自然豊かな環境の中、地域からの多大な協力も得ながら教育活動を展開してきた。

一方、「20年推計」では、合川小学校で令和9年度に、天名小学校で令和17年度に4学級になるなど複式学級が発生する学年が更に増える見込みであることから、一層、学校運営上の課題は顕著になる。また、同じ天栄中学校区の栄小学校及び郡山小学校においては、児童数は減少傾向が続く見込みである。

【参照：12ページ 天栄中学校区における小学校の現状（令和5年5月1日現在）】

限られた人数で人間関係が固定化しやすいと言われる中、「義務教育学校」の設置により、多様な児童生徒や教職員と関わる機会を増やすことができる。

さらに、校区にある鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部などとの学官連携により、外国語教育、キャリア教育、国際理解教育等の充実も期待でき、市内でも先進的な取組を推進することが可能となる。

また、今後の検討内容ではあるが、取組例としては、生活科や総合的な学習の時間

における地域教育，外部機関との連携による「食」を通じた体力や技能の向上等に資する取組，英語教育，キャリア教育，コミュニケーション能力の育成，ICT 活用などを総合的に取り入れた探究活動，地域学習プログラムによるシビックプライド[※]の涵養など，9年間の特色ある教育活動を展開することにより，「義務教育学校」を中心とした地域の活性化につながることを期待できる。

今後は，本市のモデル校ともなる新たな教育環境の創造に向けて，子どもたちの成長や地域の特性を生かした特徴ある学校づくりをめざしていくことから，これまで本市で唯一の小規模特認校制度を実施してきた経緯を踏まえ，「義務教育学校」においても学校選択制（特認校制）により，市内のどこからでも就学を認めることによって，市内各地の児童生徒が天栄中学校区で学ぶことができる環境を整えていく。

以上を踏まえて，天栄中学校区に「義務教育学校」開校をめざすものとし，その再編の考え方は次のとおりとする。

「義務教育学校」開校に向けた再編の考え方

- 令和14年4月を目途に，本市の新たな教育環境としてモデル校ともなる「義務教育学校」の早期開校をめざす。
- 「義務教育学校」は，市内のどこからでも通学を可能とする「特認校」を想定して検討する。

新設校舎（施設一体型）

義務教育学校

新たな教育環境として本市のモデル

- ・9年間の連続した教育課程の編成
- ・施設のあり方検討
- ・特認校として市内全域から通学可能

※ シビックプライド

市民の地域に対する愛着・誇り，地域社会や環境をより良くするために能動的に参加する意欲と態度のこと。

4 「義務教育学校」開校に向けて検討すべき課題

基本的な考え方の整理

本市が取り組んできた小中連携教育により得られた成果と課題の整理や、小中一貫教育を通じてめざす児童生徒像などを整理の上、小中一貫教育の実施に当たっての基本的な考え方を「小中一貫教育ビジョン」として策定する。

再編計画の策定に向けた整理

今後は、小中一貫教育ビジョンに基づく「義務教育学校」開校に向けた教育内容の整理をはじめ、保護者や地域等からの意見聴取を行うなど学校再編に関する整理を進め、令和9年度を目途に新たな再編計画の策定をめざす。

なお、再編計画の策定に当たっては、現在、通学区域の弾力化[※]の取組の一環で、稲生小学区の児童生徒を対象に天栄中学校への就学を認めている制度のあり方について、今後検討が求められる。

施設に関する整理

小中一貫教育の利点を生かした取組を施設面から支援するため、小学校と中学校の施設一体型の校舎を念頭に整備を進めていく。

なお、「義務教育学校」の設置場所については、基本方針で定める適正配置の考え方など総合的な観点から今後調査検討を行うこととする。

※ 通学区域の弾力化

特定の地域に在住する児童生徒について、一定の条件の下、指定校以外の隣接する学校への就学を認める制度。本市では、過大規模校又はそれに準じる大規模校対策として、平成28年度から旭が丘小学校及び白子中学校で実施している。

(白子中学校の通学区域)

指定校が白子中学校の生徒は、隣接する中学校への就学を次のとおり認めている。

ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で6キロメートル以内であること。

| 指定校 | 小学区 | 指定校以外に就学できる中学校 |
|-------|--------|---------------------|
| 白子中学校 | 旭が丘小学区 | 鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校 |
| | 稲生小学区 | 天栄中学校、鼓ヶ浦中学校又は創徳中学校 |
| | 桜島小学区 | 千代崎中学校又は創徳中学校 |

第 4 章 「新たな小学校」開校に向けて

1 より良い教育環境を提供する「新たな小学校」

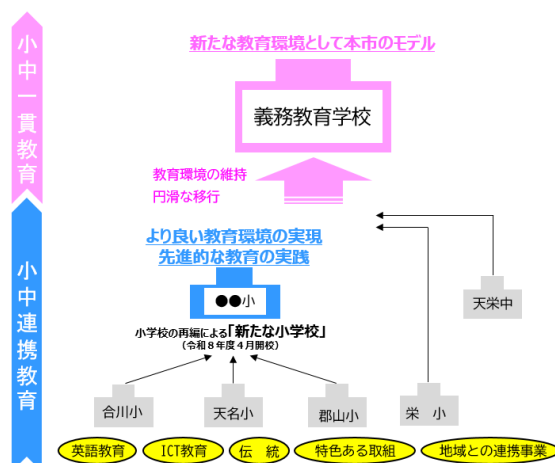
学校の小規模化に伴う様々な課題は、本市の未来を担う児童の学びと今後の成長に大きく影響すると考えられる。そのことから、児童一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるより良い教育環境を提供する視点を主眼に置いて学校再編の検討を行う必要がある。

また、児童が安心して新たな気持ちで学校生活を送ることが出来るように配慮する必要があることから、このたびの学校再編では「新たな小学校」を開校する。

なお、再編方針に基づく検討や取組事項については、これまで学校が果たしてきた役割や、各地域におけるこれまでの検討経緯、「小学校の統合に向けた地域説明会」で参加者から出された意見をはじめ、保護者や地域の方などの意見や考えには十分に配慮の上、学校再編の適否に関する検討を重ねながら進めることとする。

「新たな小学校」開校に向けて

- 合川小学校及び天名小学校の 2 校に郡山小学校を加えた 3 校で学校再編を行い、令和 8 年 4 月に「新たな小学校」を開校する。
- 「新たな小学校」は、現在の郡山小学校の校舎を活用する。
- 「新たな小学校」は、これまで 3 校で培われてきた取組を継承し、先進的な教育を実践する学校をめざす。
- 「新たな小学校」で構築された教育環境や得られた知見を生かして、円滑な「義務教育学校」への移行につなげていく。



2 「新たな小学校」では先進的な教育を実践

合川小学校及び天名小学校は、創立後100年以上の長い歴史の中で培われてきた伝統や取組がある。また、郡山小学校を含めた3校では、これまで各学校で独自性や特色のある取組、地域との連携事業などが実施されてきた。

「新たな小学校」では、それぞれの学校の伝統や特色ある取組、地域との連携事業、小規模特認校である合川小学校で培われてきた「ICT教育」や「英語教育」の取組を継承し、先進的な教育を実践する学校をめざす。

先進的な教育を実践する中で得られた様々な知見は、「義務教育学校」での取組につなげていく。

3 「新たな小学校」の設置場所について

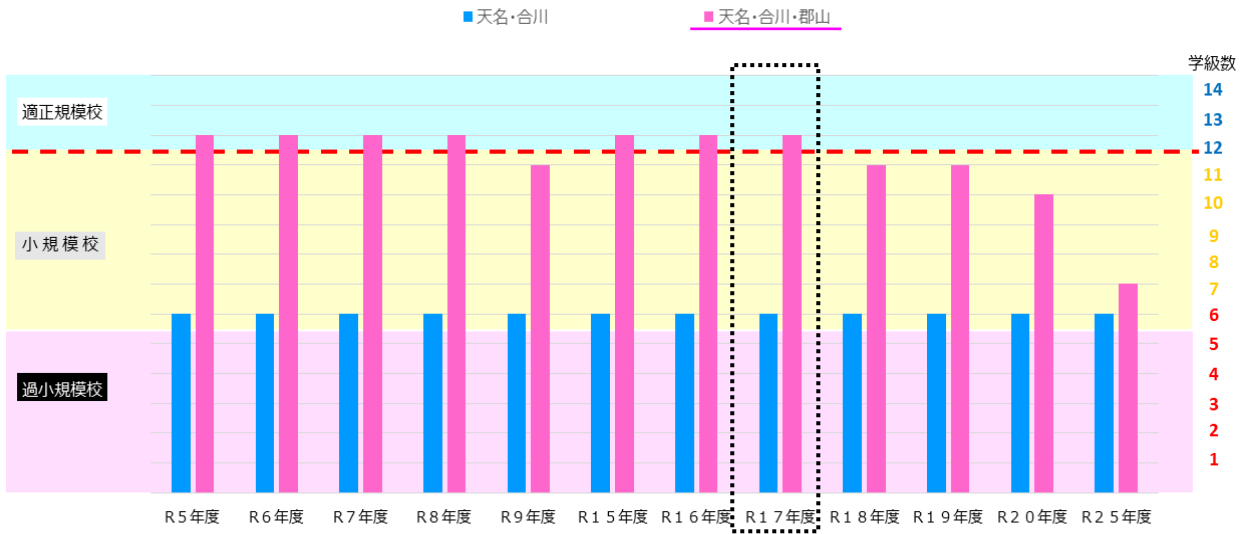
基本方針で定める適正配置やこれまでの検討内容を踏まえると、合川小学校及び天名小学校の両校と隣接する郡山小学校が児童の通学に対する負担が小さいことから妥当と考えられるほか、空き教室数など3校の児童の受け入れ能力を考慮して、**「新たな小学校」は、現在の郡山小学校の校舎を活用することとする。**

4 合川小学校における小規模特認校制度について

令和8年度の「新たな小学校」の開校に当たり、平成27年度以降、合川小学校で実施してきた小規模特認校制度は令和7年度入学者を最後とする。

入学希望者には、学校を通じてその旨の説明を十分に行うことで、今後の混乱を生じないようにする。なお、既に、小規模特認校制度を利用して合川小学校に通学している児童は、令和8年度以降に通学する小学校について、児童や保護者に事前の意思確認を行うなど、それぞれの希望や事情に対応していく。

【参考資料③】 学校再編の各パターンにおける学級数の検証



「天名+合川+郡山」の組合せは、基本方針で示す適正規模である**クラス替えが可能な各学年2学級を令和17年度までおおむね維持**できる見込み。
 令和18年度以降、学級数は減少していく見込みであることから、**周辺の学校を含めた南部地域における新たな学校再編のあり方について、引き続き検討していく必要がある。**

(令和5年度「20年推計」を基に整理)

【参考資料④】 小学校位置図



5 今後の取組

(1) 取組体制について

今後、「新たな小学校」の開校に向けて、児童にとってより良い教育環境を提供するために、各課題について具体的に検討して準備を進めていく必要があることから、令和6年2月を目途に、保護者や地域住民、学校再編に関わる学校関係者、教育委員会事務局の関係部署で構成される準備委員会を立ち上げる。

(2) 準備委員会について

準備委員会では、「新たな小学校」の開校に関わる様々な検討項目の協議を行うとともに、準備を進める。

取組の推進に当たっては、「新たな小学校」に愛着を持ち、児童一人ひとりの能力や個性を十分発揮できる教育環境となるよう、学校再編に当たり、主役である児童の意見や考えを取り入れていくことが望まれる。

準備委員会で取り組むべき検討項目は多岐にわたるが、その中で、それぞれの検討項目について十分に検討を行い、意見や考えを集約の上、準備につなげていく必要がある。

そのために、検討項目の内容を整理の上、検討項目に応じて、検討に関わる主体を整理する。

今後、本再編計画に基づき、検討項目の内容を整理の上、それぞれの検討項目について役割等を明確にすることを目的に「準備委員会設置要綱」を制定し、準備委員会の運営を円滑に進めていく。

【参照：26 - 27ページ 今後のスケジュール】

(3) 主な検討項目

育む力に関すること

○ 非認知能力の育成につながる教育の実践

「新たな小学校」では、集団の中で児童が多様な考えに触れることで、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力^{※1}を育み、豊かな未来を創る力を身につけることが出来るよう、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり検討を行う。

それらの教育を実践するために、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署は市長部局の関係部署とも連携するとともに、保護者と情報共有を十分に行うことができる体制を整える。

先進的な教育に関すること

○ 「新たな小学校」では先進的な教育を実践

○ 「教育 DX（デジタル・トランスフォーメーション）」や「グローバル教育」の推進

「新たな小学校」では3校で培われてきた取組や、小規模特認校である合川小学校で実践されてきた「ICT教育」や「英語教育」の取組を継承するなど、先進的な教育の実践に向けて、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり検討を行う。

「教育 DX（デジタル・トランスフォーメーション）^{※2}」を推進し、教育課題の解消に取り組むとともに、デジタルリテラシーを育むことで、自分で考え行動できる力の向上に取り組む。

また、グローバルな視野や志を持ち、様々な地域で活躍できるよう、国際的な交流活動や本市の地域資源に関する教育について取り組む「グローバル教育^{※3}」を推進する。

※1 非認知能力

自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等に関係する力のこと。

※2 教育 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタル技術を用いて教育環境をより良いものにすること。

※3 グローバル教育

グローバル（global）とローカル（local）からの造語。

国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視野を持って取り組む教育のこと。

児童の交流や地域連携活動に関すること

- 学校再編前からの合同行事や教育 DX による連携事業の推進
- 地域に対する愛着と誇りにつながる地域連携活動の推進

学校再編に伴い、児童の学校生活を取り巻く環境は大きく変化する。

児童が不安を抱くことなく、新たな環境の下で学校生活を円滑に送ることができるよう配慮する必要があることから、学校再編前から児童同士の交流を深めることを目的に、社会見学や校外活動の合同開催等の交流事業や教育 DX による連携事業の推進について、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり検討を行う。

児童は将来的に地域を担う存在となっていくことから、各地域の良さや、児童の地域に対する愛着や誇りが学校再編後も引き継がれるよう、地域連携活動をこれまで以上に推進する。活動を通じて社会や地域の成長や発展に貢献しようとする児童の思いが育まれるように、学校再編に関わる学校関係者が中心となり、地域住民や地域活動団体等と連携し、活動の検討を行う。

今後の通学路の安全確保に関すること

- 児童の安全面を配慮
- 安全上の検証による安全対策の推進

学校再編に伴い、通学環境が変化する場合は、児童の安全面に配慮する必要がある。

新たな通学路の安全については、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり、保護者や地域住民からの情報も参考にしながら、危険箇所の点検など安全上の検証を行う。なお、状況に応じて、市長部局や警察等の関係機関と連携し、必要な対応を進め、安全対策を推進することで安全確保に努める。

スクールバスの運行に関すること

- 徒歩通学が困難な場合はスクールバスの導入を検討
- 多方面の意向を確認しながら慎重な検討

学校再編に伴い、通学距離や通学時間が長くなる場合は、児童の安全面への配慮や、身体的負担が過度とならないよう配慮する必要がある。

基本方針に定める適正配置の考え方にに基づき、地域の実情や、地理的条件、道路事情を踏まえた上で、徒歩通学が困難な場合はスクールバスの導入を検討する。

導入に当たっては、教育委員会事務局が中心となり、先進自治体の事例等を参考に、学校再編によるスクールバス導入の対象エリアを選定する際の考え方、車両の調達方法や運営形態等の考え方の整理を行う。

スクールバスの対象エリア選定や運行ルート、停留所の検討に当たっては、危険箇所など様々な地理的な事情や、放課後児童クラブの利用者のニーズを踏まえた検討が求められることから、教育委員会事務局と学校再編に関わる学校関係者が中心となり、保護者や地域住民の意向も確認しながら、慎重に検討を進める。

校名・校章・校歌等に関すること

- 歴史、伝統、地域性、思いなど様々な視点から検討
- 地域の思いが込められたものになる取組の推進

「新たな小学校」の創設に伴い検討する新たな校名・校歌・校章等は、これまで3校での歴史や伝統、地域性、「新たな小学校」に込める思いなど様々な視点から検討する必要がある。

学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり、「新たな小学校」で学ぶ児童や、保護者、地域住民などから広く公募するなど、地域の思いが込められたものになるよう進める。

児童が使用する学用品等に関すること

○ 新たな負担が生じない運用ルールの検討

学校再編に伴い、制服や体操着、その他の学用品や持ち物をあらかじめ統一するか、これまでのものを使用することを原則とするかなどについても検討する必要があることから、学校再編を契機に新たな負担が生じないよう、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり、各校の PTA 役員や保護者の意向も確認しながら、検討を行う。

PTA 組織体制や活動内容等に関すること

○ PTA の組織体制や考え方を整理

○ 「新たな小学校」に即した取組の検討

学校再編に伴い、各小学校の PTA の組織体制について、会則や会費等の考え方を整理する必要がある。

また、活動内容についても学校再編後の「新たな小学校」に即した取組に見直す必要があることから、学校再編に関わる学校関係者が中心となり、現在の各校の PTA 役員と連携の上、検討を行う。

記念行事に関すること

○ 多くの方のこれまでの思い出や、歴史を最良の形で幕を閉じることが出来る閉校式

○ 「新たな小学校」に全ての人々が愛着を持てるような開校式

学校再編に伴い、令和 8 年 3 月に閉校することになる 3 校は、これまで地域に根差した学校として、現在の児童はもちろんのこと、多くの卒業生や地域の方の思い出や歴史が詰まっている。その思い出や歴史を最良の形で幕を閉じることができるよう、学校再編に関わる学校関係者が中心となり、PTA や同窓会と連携の上、閉校式を行う。

また、「新たな小学校」が全ての児童、保護者、地域住民に愛着を持ってもらえるように、令和 8 年 4 月の開校に当たっては、学校再編に関わる学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり、開校式を行う。

施設整備に関すること

○ 全ての児童が不安を抱くことなく安全に過ごすことが出来る環境の整備

「新たな小学校」の設置場所となる現在の郡山小学校は、今後も地域における教育活動の拠点としての機能を担うことから、良い教育環境の下で、全ての児童が不安を抱くことなく安全に公平で最適な教育を受けることが出来るよう整備を行う。

跡施設に関すること

○ これまで担ってきた機能や役割を考慮

○ 今後のあり方は地元の意向を確認の上、総合的な見地から検討

小学校は、地域コミュニティの中心的役割を担ってきた長い歴史がある。

また、多くの学校の屋内運動場は、災害時には避難場所としての役割を担っている。

合川小学校及び天名小学校の学校再編後の跡地・跡施設の活用方法については、学校再編後も地域のつながりや賑わいが失われることなく安心して暮らせるまちづくりにつながるよう努める。

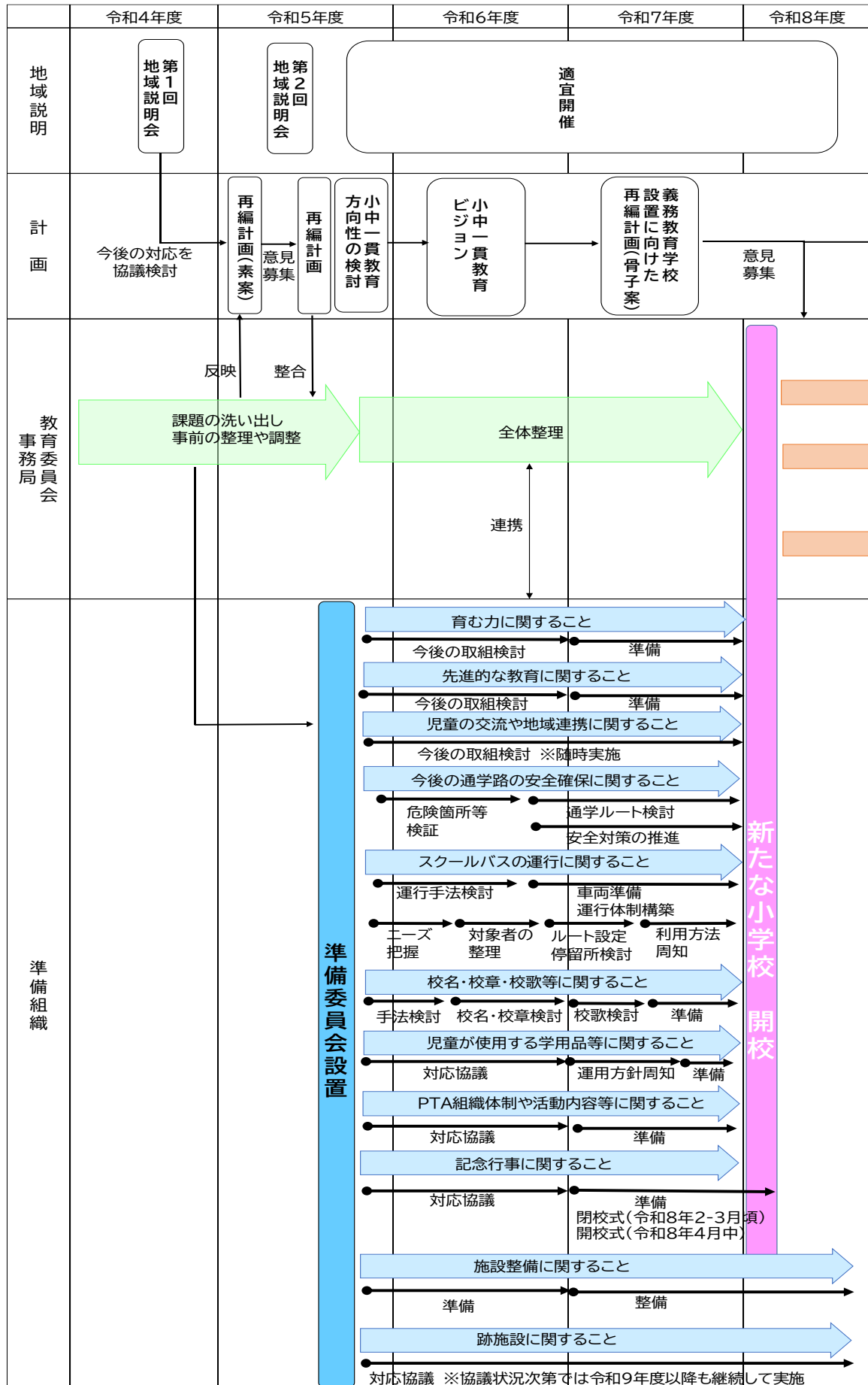
今後、保護者や地域の意向を把握するとともに、学校関係者や市長部局、関係機関と密接に連携を図り、サウンディング調査を実施するなど民間活用の可能性も探りつつ検討を行う。

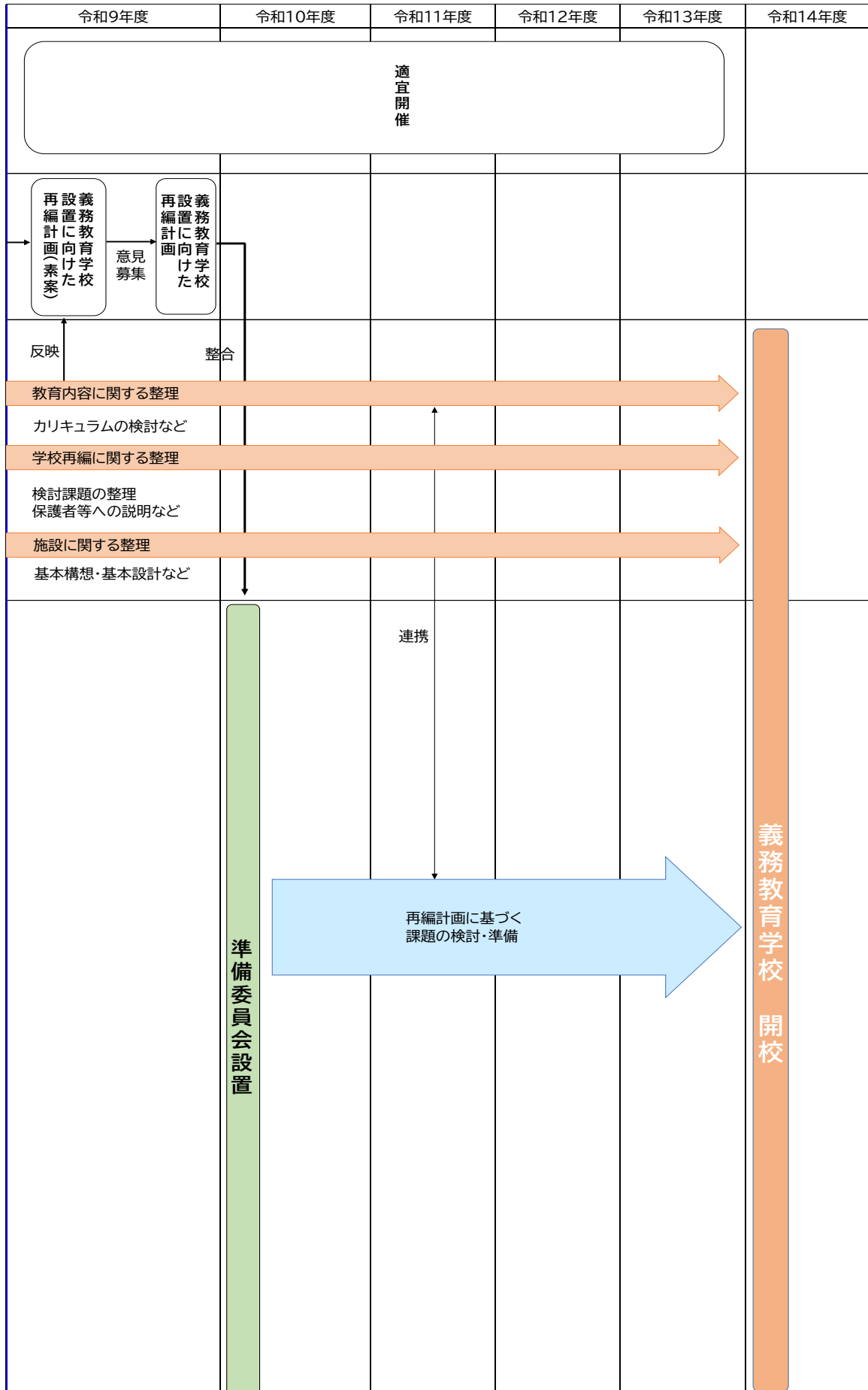
（４）学校再編の成果・課題の可視化による評価について

「新たな小学校」開校後は、事前に期待された効果がどの程度実現しているか、また想定された課題がどの程度改善又は解消されているかについて、継続的に評価し、取組の強化や改善につなげていくことが求められる。

「新たな小学校」の学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり、学校関係者や児童へのアンケート等を通じて、学校運営協議会と連携して継続的に評価を行い、保護者や地域住民へ説明していく機会を設けていく。

6 今後のスケジュール





【参考1】天栄中学校区におけるこれまでの検討経緯（令和2年度～令和4年度）

| 時 期 | 対象地域 | 会議等の名称 | 備 考 |
|------------|------|-----------------------------------|--|
| 令和2年6月20日 | 全域 | 学校規模適正化・適正配置に関するアンケート調査結果公表 | 天栄中学校区の地域住民を対象に「学校規模適正化・適正配置に関するアンケート調査」の結果公表 広報すずか6月20日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| 令和2年6月24日 | 天名 | 学校規模適正化・適正配置に関するアンケート調査結果報告 | 御菌町自治会長、徳田町自治会長らにアンケート調査結果を報告 |
| 令和2年7月1日 | 合川 | | 自治会長会にて各地区自治会長、副自治会長らにアンケート調査結果を報告 |
| 令和2年7月7日 | 全域 | 天栄中学校区ネットワーク会議 | 天栄中学校区の地域住民を対象に「学校規模適正化・適正配置に関するアンケート調査」の結果について説明 |
| 令和2年8月24日 | 天名 | 第1回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 現状と課題、学校規模適正化の手法説明 |
| 令和2年8月28日 | 合川 | 第1回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | |
| 令和2年10月8日 | 天名 | 第2回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 各委員からの意見聴取 |
| 令和2年10月20日 | 天名 | 「教育委員会からのお知らせ」配布 | 第1回 天名小学校の今後のあり方検討会議の内容をまとめ、小学校保護者へ配布、広報すずか10月20日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| | 合川 | | 第1回 合川小学校の今後のあり方検討会議の内容をまとめ、小学校保護者へ配布、広報すずか10月20日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| 令和2年10月29日 | 合川 | 第2回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | 各委員からの意見聴取 |
| 令和2年12月22日 | 天名 | 第3回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 学校存続の場合について |
| 令和3年1月20日 | 天名 | 「教育委員会からのお知らせ」配布 | 第2回 天名小学校の今後のあり方検討会議の内容をまとめ、小学校保護者へ配布、広報すずか1月20日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| | 合川 | | 第2回 合川小学校の今後のあり方検討会議の内容をまとめ、小学校保護者へ配布、広報すずか1月20日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| 令和3年1月21日 | 合川 | 第3回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | 学校存続の場合について |
| 令和3年2月19日 | 天名 | 第4回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 統合の場合について |
| 令和3年3月11日 | 合川 | 第4回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | 学校存続の場合について |
| 令和3年3月31日 | 郡山 | 『第1回郡山小学校あり方検討会』報告と市教委への要望』に対する回答 | 教育委員会の考え方について回答 |

| 時 期 | 対象地域 | 会議等の名称 | 備 考 |
|------------|------|----------------------------------|--|
| 令和3年6月7日 | 天名 | 第5回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 隣接校との統廃合について |
| 令和3年6月24日 | 合川 | 第5回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | 学校を存続しない場合に取得する手法について |
| 令和3年7月 | 天名 | 徳田町自治会において回覧 | これまでの「合川小学校の今後のあり方検討会議」について報告資料を回覧 |
| 令和3年7月3日 | 天名 | 御園町区会での説明及び意見交換 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について報告 |
| 令和3年7月9日 | 全域 | 天栄中学校区ネットワーク会議 | 天栄中学校区における児童生徒数の現状と将来推計、天名小学校及び合川小学校における検討会議の現況について説明 |
| 令和3年7月28日 | 天名 | 徳田町自治会から 「天名小学校存続に関する要望書」受理 | |
| 令和3年8月5日 | 天名 | 「教育委員会からのお知らせ」配布 | 第3-5回 天名小学校の今後のあり方検討会議の内容をまとめ、小学校保護者へ配布、広報せずか8月5日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| | 合川 | | 第3-5回 合川小学校の今後のあり方検討会議の内容をまとめ、小学校保護者へ配布、広報せずか8月5日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| 令和3年8月22日 | 合川 | 合川小学校の今後のあり方検討会議 についての説明会【中止】 | 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の発令により中止 |
| 令和3年9月4日 | 天名 | 天名小学校の今後のあり方検討会議 についての説明会【中止】 | |
| 令和3年10月 | 天名 | 天名小学校の今後のあり方に関するアンケート調査 | 天名小学校保護者及び未就学児保護者を対象に実施 |
| | 合川 | 合川小学校の今後のあり方に関するアンケート調査 | 合川小学校保護者及び未就学児保護者を対象に実施 |
| 令和3年11月1日 | 天名 | 第6回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 存続案として小規模特認校制度の導入、統合案として郡山小学校又は栄小学校に統合した場合のスクールバス運行シミュレーションを提示 |
| 令和3年11月4日 | 合川 | 第6回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | これまでの報告とまとめ、教育政策課から「統合」を提案 |
| 令和3年11月16日 | 天名 | 徳田町自治会 「天名小学校存続に関する要望書」回答 | 教育委員会の考え方について回答 |
| 令和3年11月18日 | 合川 | 合川小学校 家庭教育学級での意見交換 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明、意見交換 |
| 令和3年12月4日 | 合川 | 将来、合川小学校に通う予定のお子様の 保護者の集い | |
| 令和3年12月20日 | 天名 | 第7回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 前日に示した存続案と統合案について具体案を検討 |
| 令和4年1月8日 | 天名 | 御園町区会での説明及び意見交換 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明、意見交換 |
| 令和4年1月13日 | 合川 | 第7回 合川小学校の今後のあり方検討会議 | 保護者との意見交換の結果共有、今後のスケジュールについて |
| 令和4年3月5日 | 天名 | 御園町区会での説明及び意見交換 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明、意見交換 |
| 令和4年3月24日 | 天名 | 第8回 天名小学校の今後のあり方検討会議 | 今後のあり方の方向性について、 天名小の特色ある教育内容や統合に向けての課題について検討 |

| 時 期 | 対象地域 | 会議等の名称 | 備 考 |
|------------|----------|---|---|
| 令和4年4月28日 | 天名 合川 | 第1回 天名小学校・合川小学校の 今後のあり方検討合同会議 | 今後議論を更に発展させていくことを目的に地域からの要望を踏まえ合同形式 で開催 課題の共有, 統合先及び統合時期についてアンケート形式にて意見聴取 意見交換 |
| 令和4年6月4日 | 天名 | 天名小学校 PTA役員会での意見交換 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明, 意見交換 |
| 令和4年6月5日 | 天名 | 「教育委員会からのお知らせ」配布 | 第6-8回天名小学校の今後のあり方検討会議, 第1回天名小学校・合川小 学校の今後のあり方検討合同会議の内容をまとめ小学校保護者へ配布, 広報すずか6月5日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| | 合川 | | 第6-7回合川小学校の今後のあり方検討会議, 第1回天名小学校・合川小 学校の今後のあり方検討合同会議の内容をまとめ小学校保護者へ配布, 広報すずか6月5日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| 令和4年6月10日 | 天名 | 天名小学校 学校運営協議会での意見交換 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明, 意見交換 |
| 令和4年6月13日 | 合川 | 合川小学校保護者と教育政策課の懇談会 | |
| 令和4年6月18日 | 郡山 | 郡山まちづくり協議会での意見交換 | |
| 令和4年6月20日 | 合川 | 合川小学校 学校運営協議会での意見交換 | |
| 令和4年7月8日 | 郡山 | 郡山小学校 学校運営協議会での意見交換 | |
| 令和4年7月16日 | 天名 | 鈴鹿市教育委員会教育政策課との懇談会 | |
| 令和4年7月25日 | 合川 | フレンズ保護者対象勉強会 | 小規模特認校制度利用児童の保護者を対象とした勉強会を開催 これまでの検討経緯と児童数の推計について説明, 意見交換 |
| 令和4年8月6日 | 郡山 | 郡山小学校の今後のあり方説明会【延期】 | 警報発令により中止 |
| 令和4年8月22日 | 合川 | 鈴鹿市教育委員会教育政策課との 合川自治会懇談会 (徳居町自治会, 三宅町中谷自治会) | 合川地区の全ての自治会(6自治会)を対象に開催 これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明, 意見交換 |
| 令和4年8月24日 | | 鈴鹿市教育委員会教育政策課との 合川自治会懇談会 (三宅町北條自治会, 三宅町東谷自治会) | |
| 令和4年8月26日 | | 鈴鹿市教育委員会教育政策課との 合川自治会懇談会 (三宅町西谷自治会, 長法寺自治会) | |
| 令和4年9月1日 | 郡山 | 令和4年度第1回 郡山小学校の 今後のあり方検討会議 | 天名・合川における検討経緯と児童数の現状と推移について説明 今後のスケジュールについて説明, 意見交換 |
| 令和4年9月16日 | 郡山 | 郡山小学校 PTA役員会にて報告 | 令和4年度における「郡山小学校の今後のあり方検討会議」の立ち上げ 及び第1回の開催結果について報告 |
| 令和4年9月17日 | 郡山 | 郡山まちづくり協議会にて報告 | 警報発令により延期となっていた「郡山小学校の今後のあり方説明」を 10月15日に開催予定であることを報告 |
| 令和4年10月15日 | 郡山 | 郡山小学校の今後のあり方説明会 | これまでの検討経緯と児童数の現状と推移について説明, 意見交換 |
| 令和4年10月25日 | 郡山 | 令和4年度第2回 郡山小学校の今後のあり方検討会議 | 10月15日に実施した「郡山小学校の今後のあり方説明会」の報告及び 学校再編に向けた課題の洗い出し |

| 時 期 | 対象地域 | 会議等の名称 | 備 考 |
|------------|------|---|---|
| 令和4年11月2日 | 郡山 | 就学児健診にて地域説明会の開催を周知 | 郡山小学校の就学児健診で、地域説明会の開催を周知 |
| 令和4年11月14日 | 郡山 | 郡山小学校改修等に関する意見交換会 | 郡山小学校の今後のあり方検討会議委員等対象に、郡山小学校の改修についての説明と意見交換 |
| 令和4年11月17日 | 合川 | 合川小学校PTA家庭教育学級 | 合川小学校PTAからの依頼により、合川小学校と隣校の学校規模適正化に関する動向についての説明 地域説明会の開催周知及び意見交換を実施 |
| 令和4年11月19日 | 郡山 | 郡山まちづくり協議会にて報告 | 「郡山小学校の今後のあり方説明会」、「第2回郡山小学校の今後のあり方検討会議」の報告、地域説明会の開催周知 |
| 令和4年11月26日 | 天名 | 小学校の統合に向けた地域説明会(天名) | 「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づく、これまでの検討経緯を説明 再編の考え方を示した後、意見交換 |
| 令和4年11月27日 | 合川 | 小学校の統合に向けた地域説明会(合川) | |
| 令和4年12月3日 | 郡山 | 小学校の統合に向けた地域説明会(郡山) | |
| 令和5年2月5日 | 天名 | 「教育委員会からのお知らせ」配布 | 小学校の統合に向けた地域説明会の内容と地域説明会での意見をまとめ、小学校保護者へ配布、 広報すずか2月5日号に合わせて地域へ全戸配布 |
| | 合川 | | |
| | 郡山 | | |
| 令和5年2月16日 | 合川 | 合川小PTAから「合川小学校のあり方」に関する保護者アンケートの実施及び結果並びに「合川小学校のあり方」に関する要望を受理 | |

【参考 2】学校再編の取組に関する参考資料

◆ 鈴鹿市教育委員会ホームページ内の「学校再編関係」に掲載しています。



【URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/school/index05.html>】

【将来の児童生徒数と学級数】

- ・ 20年推計

【基本方針】

- ・ 鈴鹿市学校規模適正化基礎調査調査（平成 28 年度実施）
- ・ 鈴鹿市学校規模適正化検討委員からの答申書
- ・ 鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（平成 29 年度公表）

【各地域のトピックス】

- ・ これまでに発行した「教育委員会からのお知らせ」
「小学校でのあり方検討会議」での検討内容などをまとめ、「教育委員会からのお知らせ」としてこれまで地域に配布してきものを掲載。
- ・ 会議・説明会・アンケート調査など
令和 2 年度に公表した「天栄中学校区における学校規模適正化・適正配置に関するアンケート調査」の集計結果や、令和 4 年度に実施した「小学校の統合に向けた地域説明会」の結果概要を掲載。
- ・ 県内市町における「学校規模適正化・適正配置」の取組状況に関するアンケート調査 結果概要（令和 4 年度実施）
令和 4 年内の県内の全市町を対象に実施したアンケート調査の結果概要を掲載。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育政策課

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電 話 059-382-1100 (代表)

059-382-9112 (直通)

ファクス 059-383-7878

E-mail kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp